

老人医療費の一部負担金 外来のときは800円に

老人保健法と国民健康保険法が改正されました

老人保健の取得と手続きの方法

こんなとき	手 続 き	いつまでに
70歳になったとき	保険証を添えて市役所に届ける	70歳になったらすみやかに
転入してきたとき	保険証を添えて市役所に届ける	14日以内に
転出するとき	健康手帳を添えて市役所に届ける	転出する前に
亡くなったとき	死亡届出義務者が死亡者の健康手帳を添えて市役所に届ける	14日以内に
市内で住所を変更したとき	健康手帳を添えて市役所に届ける	14日以内に
医療保険の加入資格が変わったとき	扶養者の転職や退職などで医療保険の受給資格が変わったときは、市役所に届ける	すみやかに
医療保険の加入資格を失ったとき	生活保護を受けるようになり、医療保険の加入資格を失ったときは、健康手帳を添えて市役所に届ける	すみやかに

老人保健法と国民健康保険法が改正され、今年の一月一日から施行されています。これによって、老人医療費の一部負担金が引き上げられ、国民健康保険の保険料を滞納したときは、保険証を返してもらうなどの措置がとられるようになりました。

老人医療の一部負担金は、1か月800円に引き上げられます。老人保健法の改正によって、今年の一月一日から、七十歳以上のお年寄りが老人保健で医療を受けたとき、その月の最初に診察した日に、窓口を支払うことになります。

医師にかかるときは健康手帳を忘れずに持参してください。

老人保健で医療を受けるときは、保険証(国民健康保険、健康保険など)と健康手帳、医療受給者証の三つが必要です。

なお、老人保健の資格の取得と手続きの方法は、左の表のとおりです。

老人保健の一部負担金

外来	1か月 800円 (一つの医療機関ごとに各月最初の診察日に支払います)
入院	1日 400円 (入院日数分支払います。ただし、住民税が非課税で老齢福祉年金を受け取っている人は、1日300円を2か月を限度に支払います)

手続きは、市役所保健課保険給付係⑩番の窓口で行ってください。

また、手続きには、印鑑を忘れずに持ってきてください。

※70歳資格の開始日……老人保健法による医療は、70歳の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が1日であるときは、その月から開始されます。

<例> ・誕生日 3月1日 → 3月から開始
・誕生日 3月10日 → 4月から開始

国民健康保険

滞納したときは

国民健康保険(国保)の保険料は、保険事業を運営するための基本的財源です。そこで、保険料を滞納している人に対しては、次のような措置がとられることになりました。

保険証を返してもらう

災害その他の政令で定める特別の事情がないのに、保険料を滞納している世帯からは、保険証を返してもらうことになりました。

被保険者資格証明証を交付

保険証を返してもらう場合は、その代わりに、被保険者資格証明証をお渡しします。

お年寄りの場合

保険料を滞納して、被保険者資格証明証を交付された世帯の中に、老人保健で診療を受けている七十歳以上のお年寄りや原爆被爆者その他の厚生

保険証の交付

診察費はあとで払い戻す

被保険者資格証明証が交付されている場合は、診療費は一部自費で支払い、あとで国保から、支払った額の七割相当の払戻しを受けることになりました。

給付の差止め

災害その他の政令で定める特別の事情がないのに、保険料を滞納している世帯には、国保の給付の全部または一部を差し止めることができるようになります。

保険料は加入者の所得や人数などで

保険料は、まず、その年度の医療費の総額がどのくらいになるかを予測します。その額から、患者が負担する額と国からの補助金として交付される額を控除したものが保険料の総額となります。これを加入者の所得や人数、固定資産税額などを基準に各世帯に割り振ります。

保険料の納入義務者は世帯主

保険料は、世帯単位に計算されます。

保険料は資格の生じたときから

保険料は、被保険者となったその月から納めなければなりません。被保険者となった月とは、他の市区町村から転入してきた日や職場の健康保険をやめた日など、加入の資格が発生した

保険料の納入は便利な「口座振替」で

保険料の納入には、口座振替制度もあります。口座振替にするときは、預金口座から自動的に保険料が支払われます。口座振替を希望される人は、市の指定金融機関で、預金通帳と印鑑、保険証または領収証を持って手続きをしてください。

国保の届出

こんなとき世帯主は14日以内に必ず届出をしましょう。

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村から転入してきたとき	印かん
・職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
・職場の健康保険の扶養家族からはずれたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
・子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
・生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
・他の市区町村に転出するとき	印かん、保険証
・職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
・職場の健康保険の扶養家族になったとき	印かん、保険証
・国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証
・生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
・市区町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
・世帯主や氏名が変わったとき	印かん、保険証
・世帯を分けたり、いっしょにしたとき	印かん、保険証
・保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん、本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証)

くわしいことは、市役所保健課保険給付係(☎24-2111内線211、213、214)へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

太陽のしずく
フレッシュいちご
「女峰」「宝交」甘〜い色鮮やかな
おいしい苺が揃いました。
美容と健康に毎日どうぞ!
フレッシュで
おいしい果物の店 **やまいし** 新津市本町3
TEL 23-0397

毎度ありがとうございます
サロン内容 ☆美容全般
・ご婚礼着付 ・ウエラ化粧品
・素肌の美しさを保つ(美顔)エステティック
・カバーマーク化粧品のエードサロンとして御奉仕
渡辺美容院 ヘアステーション
本町3 能代川寄りのウラ通り わたなべ駅前店
☎(22)0626 新津駅前通り ☎(22)2611

贈答品・美術品
中野せともの店
本町4丁目 ☎22-1086

内科・小児科・レントゲン科
大坂医院
新町1丁目6-12 TEL(24)5122